

大都広発第330号
令和6年9月2日

事業者 各位

大月都留広域事務組合
組合長 小林 信保
(公印省略)

事業系ごみ処理手数料の改定について（通知）

平素より、当組合の廃棄物処理行政にご理解とご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

さて、まるたの森クリーンセンターにおける事業者の一般廃棄物処理に係るごみ処理手数料について、令和7年4月1日から、下記のとおりに改定することといたしましたので、お知らせします。

事業者が排出する廃棄物（以下、「事業系一般廃棄物」という。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条によって、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されております。これまで事業者の皆様にご負担いただいたごみ処理手数料については、当組合の廃棄物処理に必要な経費の一部でしたが、引き続き事業系一般廃棄物の適正な処理を確保するため、ごみ処理手数料を改定させていただきます。

なお、資源物については引き続き無料で受け入れを行いますので、適正な分別とごみの減量にご協力いただくとともに、事業者の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、本趣旨について何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 改定の日

令和7年4月1日

(2) 改定後ごみ処理手数料

10キログラムにつき170円（内税）

【問合先】大月都留広域事務組合 業務管理担当
電話 0554-20-2651 FAX 0554-20-2655

事業者の皆様へ

令和7年4月1日から

事業系ごみ処理手数料を改定します

平素より、廃棄物処理行政にご理解とご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

この度、まるたの森クリーンセンターにおける事業系ごみ処理手数料を、改定することといたしましたので、お知らせします。

事業者の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

| | 現 行 | 改 定 |
|---------|----------|-----------|
| 改定時期 | — | 令和7年4月1日 |
| 手数料(内税) | 50円/10kg | 170円/10kg |



大月都留広域事務組合

〒401-0022

山梨県大月市初狩町中初狩3274番地

電話：0554-20-2651

FAX：0554-20-2655